

令和5年広審第16号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年9月26日08時40分

山口県端島北方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		4.6トン	
登録長		11.98メートル	5.41メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		308キロワット	35キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室の前部右舷側に舵輪及び機関操縦レバーを、舵輪前方の上段に右舷側から順にソナー、魚群探知機能の付いたGPSプロッター、魚群探知機及びレーダーをそれぞれ備え、舵輪後方に操縦席を設けた、旅客の最大搭載人員が12人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年9月26日06時00分広島港第3区の係留地を発し、山口県岩国港北部の釣り場に向かった。

a受審人は、06時50分前示の釣り場に到着して遊漁を行わせた後、08時00分山口県柱島北方沖合の釣り場に移動するため発進し、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、岩国港東方沖合で船首方を一見して他船を認めず、08時21分半西五番之碕灯標から302度（真方位、以下同じ。）6.85海里の地点で、針路を147度に定め、機関を回転数毎分1,650にかけ、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

08時37分半a受審人は、西五番之碕灯標から264度3.25海里の地点に達したとき、正船首1,390メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど動かない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接

近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないもの  
と思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けないで続航し、08時40分西五番之碇灯標  
から250度2.98海里の地点において、Aは、原針路及び原速力  
のまま、その船首がBの船尾に、後方から12度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあ  
たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや前方に操舵区画を配し、同区画の右舷側  
に舵輪及び機関操縦レバーを、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ  
装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛  
を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知  
人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.50メ  
ートルの喫水をもって、同日05時50分広島県上ノ浜漁港を発し、  
端島北方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時50分前示の釣り場に到着して釣りを開始し、  
釣果を求めて移動を繰り返したのち、08時15分衝突地点付近に至  
り、南東方に向首し、機関を停止して漂泊を始め、左舷中央部で左舷  
側から釣りざおを出して釣りを再開した。

b 受審人は、08時20分船尾方にAを初認し、08時37分半衝  
突地点で、船首が135度を向いていたとき、同船が左舷船尾12度  
1,390メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突  
のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の船舶が漂泊  
している自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分  
に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b 受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措  
置をとらずに漂泊を続け、08時39分半船尾至近にAを認めたもの

の、どうすることもできず、大声を発した後、知人と共に海中に飛び込み、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要しない擦過傷を、Bは、左舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷をそれぞれ生じた。

#### (航法の適用)

本件は、端島北方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法第1条第2項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、端島北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによつて発生したが、漂流中のBが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、端島北方沖合において、柱島北方沖合の釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂流中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、端島北方沖合において、釣りをを行う目的で漂泊中、船尾方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が漂泊している自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月30日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 永 本 和 寿

審判官 山 本 哲 也

審判官 岩 崎 欣 吾